

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	区役所(当該区)・建設局公園緑化部調整課
概要	大阪州市税条例施行規則第4条第1項第3号について、継続して減免措置を必要とするもの
目的	児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資する
税目	固定資産税・都市計画税
軽減対象	地域における児童の遊び場や地域コミュニティの場として、地域・利用者及び管理者の視点を踏まえ、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の補完施設として設置する児童遊園の用に供する固定資産税の免除
軽減割合	免除
軽減期間	3年間(令和4年度まで)
減収見込額	令和2年度から令和4年度まで 62百万円(20,712千円×3年)
導入経費 (別途予算要求有)	なし

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	平成28年度
内 容	減免措置を継続。

(3) 効果の検証

効果測定方法	軽減対象施設の運用
達成状況	都市公園を補完する施設への減免により、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資することができている。

効果の評価	理由
十分効果をあげている	☐
一定の効果をあげている	☒
効果に疑問がある	☐
その他	☐

児童に対する適切な遊び場を継続して提供することで、その健全な育成に資することができているため。

(4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	☒	☐	前回の見直し時点から、都市公園法第2条第1項の改正はなく、その補完的施設として設置する位置付けに変更がないため問題ない。
2	公益上の必要性	☒	☐	地域における児童の遊び場や地域コミュニティの場として、地域・利用者及び管理者の視点を踏まえ、児童遊園が都市公園を補完する施設として、児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資することを目的として設置されているため。
3	実務上の妥当性	☒	☐	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	☒	☐	既に対象は限定済みである。
5	軽減期間の妥当性	☒	☐	減免見直しの原則である3年間とするため、妥当である。
6	手段の妥当性	☒	☐	児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成に資することを目的とし、その実現のために必要な施設であり、その資産は専ら公共用に供されるものであるため、本市設置の施設との負担の公平性の観点から、固定資産税の減免を継続することが必要である。
7	他の施策との関係	☒	☐	他に児童遊園を安全・安心な施設として維持するため、施設管理者に対して活動費補助金、整備費補助金を必要な措置として講じているが、土地所有者に対しては給付措置は講じていない。
8	減収見込額の妥当性	☒	☐	本市設置の児童遊園との負担の公平の観点から、妥当である。

(5) 今後の方向性

☒ 現行のまま継続 ☐ 見直したうえで継続 ☐ 廃止する ☐ その他	見直しの内容 見直しの時期
その他の内容	廃止の理由 廃止の時期

終期設定
令和 4 年度

☐ 終期到来により廃止 ☒ 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 4 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

児童遊園は、従来通り都市公園を補完する施設として必要なものであり、加えて、その利用の状況を踏まえ、引き続き減免措置を継続することが必要と考える。